

監 査 指 摘 事 項 措 置 状 況 調

定期監査報告 第4号 (3-1)

監 査 指 摘 事 項	原因の把握 (誤りとなった原因について記載すること)	措置状況 (事務処理の改善を含め記載すること)
<p>◎ 市民福祉部</p> <p>● こども子育て課</p> <p>○ こども子育て担当</p> <p>1. 収入事務について</p> <p>【指摘事項】</p> <p>(1) 平成27年7月に書損となった外勤領収書を原課で保管したまま、平成28年5月に収納金払込書兼収入原符集計票に添付し、会計課へ提出して書損処理しているが、書損した領収書は速やかに書損処理すべきであるので、適正に事務処理されたい。</p> <p>2. 支出事務について</p> <p>【指摘事項】</p> <p>(1) 臨時職員の賃金計算において、賃金単価が誤っていることにより、過支給となっているものがあるので、精算処理されたい。</p>	<p>(1) 職員間の事務引継ぎ不行き届きにより遅れたため。</p> <p>(1) 事務員の単価で算定すべきところ、調理員・公務補の単価を用い算定したことにより過支給となったもの。</p>	<p>今後、事務遺漏のないよう再確認を行うとともに、チェック体制を強化し、適正に事務処理いたします。</p> <p>今後、決裁回付前の再点検及び回付時の見逃しなど確認を徹底し、適正に事務処理いたします。</p> <p>なお、過払いについては速やかに精算処理いたします。</p>
<p>● 社会福祉課</p> <p>○ 社会援護担当</p> <p>1. 収入事務について</p> <p>【指摘事項】</p> <p>(1) 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金の交付申請において、決裁後に申請額を訂正者の印のない朱線2本と朱書きによる金額の訂正を行なっているが、決裁後に訂正することは不適切な事務処理であり、変更が生じたことの決裁を行なうべきであるので是正されたい。</p> <p>【意見】</p> <p>(1) アイヌ住宅新築資金等貸付金元利収入において、長期にわたり納入がないものや、納入金額が少額で完納に至らないものが見られるので、納入督促及び催告等の強化と滞納者の現状把握により、適正な措置を講じられるとともに、市民負担の公平性の確保に努められたい。</p> <p>(2) 滞納整理票について、滞納者の収入や財産等の基本的な情報や、現況に応じた適切な指示・指導事項などを記載し、共通の認識のもと収入未済金の縮減に</p>	<p>(1) 申請後において、北海道から申請額の誤りについて指摘があったため訂正したもの。</p> <p>(1) 自営業の営業不振や破産等により支払いが困難となった滞納者へ適正な措置が講じられていなかったもの。</p> <p>(2) 支払いが困難となった滞納者へ滞納整理票を作成するなど、収入未済金の縮減に努めるという意識が希薄であったため。</p>	<p>今後、申請額に変更があった場合は、決裁をとり直すこととし、適正に事務処理いたします。</p> <p>今後、滞納者の現状把握に一層努め、納入督促及び催告等の強化を図ってまいります。</p> <p>今後、滞納整理票を有効活用するとともに、収入未済金の縮減に取り組んでまいります。</p>

監 査 指 摘 事 項 措 置 状 況 調

定期監査報告 第4号 (3-2)

監 査 指 摘 事 項	原因の把握 (誤りとなった原因について記載すること)	措置状況 (事務処理の改善を含め記載すること)
<p>取り組まれるよう、有効な活用を図られたい。</p> <p>2. 財産について 【指摘事項】 (1) 福祉会館の行政財産使用許可において、福祉団体が設置する飲料水自動販売機の電気料の設置者負担を条件とする使用許可について、その電気料は市の歳入とすべきであるが、施設を管理している指定管理者の収入とされており、どのような根拠で電気料を徴収させているのか不明である。また、公衆電話使用料についても指定管理者の収入となっているので、これらの取り扱いについて精査され適正な事務処理に努められたい。</p> <p>○ 福祉担当</p> <p>1. 収入事務について 【指摘事項】 (1) 知的及び身体障害者福祉費負担金の滞納繰越分は、平成8年度から平成14年度に賦課されたものであるが、長期にわたり納入がなく、滞納者に対する納入督促や催告等が行なわれていないなかで、翌年度への繰り越しが繰り返されているので、現状の把握に努められ、適正な措置を講じられたい。</p> <p>2. 契約事務について 【指摘事項】 (1) 日中一時支援事業委託において、随意契約であるが、執行何の段階で添付されている事業委託協定 (案) に受託者が記入されている。</p>	<p>(1) 従前より同じ取り扱いを行ってきており、問題意識に欠けていたため。</p> <p>(1) 滞納者に対する納入督促等の経過等が整理されておらず、これまで催告等が行なわれていなかったため。</p> <p>(1) 関係書類作成において過去の文書データを流用した際に、受託者名称の消去を失念していたため。</p>	<p>今後、福祉会館の指定管理者である社会福祉法人根室市社会福祉協議会と協議、精査し、適正に事務処理いたします。</p> <p>今後、滞納者に督促記録等を整理のうえ、納入督促や催告等を行い、滞納額の減少に努めてまいります。</p> <p>今後、課内で作成文書の事前点検を徹底するとともに、適正に事務処理いたします。(平成29年度より是正済)</p>
<p>● 保健課 ○ 保険税担当</p> <p>1. 支出事務について 【指摘事項】 (1) 消耗品費の支出負担行為何兼支出命令書において、請求金額が537円の請求書と同額の支払いを行なっているが、その内訳は商品代金が463円、消費税額が37円となっており、請求金額は500円が正しく、結果として37円多く</p>	<p>(1) 請求書の内訳が誤りであったにもかかわらず、請求書の内容を精査せず支出したことによるもの。</p>	<p>今後、支出事務にあたっては、請求書の内容等を確認のうえ、適正に事務処理いたします。</p> <p>なお、指摘事項について業者に確認したところ、請求書の内訳に誤りがあったことから、正しい請求書を徴し処理いたしました。</p>

監査指摘事項措置状況調

定期監査報告 第4号 (3-3)

監査指摘事項	原因の把握 (誤りとなった原因について記載すること)	措置状況 (事務処理の改善を含め記載すること)
支払いを行なっているので、請求書の内容は十分に確認されるとともに、精査のうえ適正な措置を講じられたい。		